

## 三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項に規定する基準として定めるものであり、三重県本庁舎における広告付き案内板への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告付き案内板に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 掲載にあたっては、広告であることを明示する文言を掲載し、掲載された広告内容についての一切の責任は、広告取扱事業者及び広告主（以下「広告取扱事業者等」という。）が負うものとする。

なお、広告掲載により県が損害を受けた場合の法的、道義的責任など一切の責任は広告取扱事業者等が負うものとする。

3 広告の内容は、関係諸法規に違反するものであってはならない。

(業種又は事業者)

第3条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融・高利貸ほか貸金業に係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの（日本国内において販売される宝くじに係るものを除く。）
- (6) 政治的、宗教的活動を目的とするもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中のもの
- (11) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの
- (12) 各種法令等に違反しているもの
- (13) 県の指名停止措置を受けているもの、県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの、又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの
- (14) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (15) その他県が適切でないと判断するもの

(掲載基準)

第4条 次の各号に該当する広告は、広告付き案内板に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ① 人種、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
- ② 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
- ③ 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 県の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現するもの
- ⑥ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨ 懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報収集等を目的とするもの
- ⑩ 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
- ⑪ 公共性、社会性の少ない意見広告や掲載することによって自己の売名を図ろうとするもの
- ⑫ 社会的に不適切なもの

(2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ① 性的感情を著しく刺激するもの
- ② 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- ③ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- ④ ギャンブル等を肯定するもの
- ⑤ 青少年の人体・精神・教育等に有害なもの

(3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現(誇大広告・不当表示)又はそのおそれのあるもの(合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。)
- ② 射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの
- ③ 労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告
- ④ 虚偽の内容を表示するもの
- ⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
- ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
- ⑦ 責任の所在が明確でないもの
- ⑧ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの

2 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、県庁舎としての品位

や信用、調和等を著しく損なう、又は損なうおそれがある広告は、広告付き案内板に掲載しない。

- (1) 奇抜な色遣いを行ったもの
- (2) 県民に不快感をあたえるもの、又はそのおそれがあるもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第5条 県は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲載の可否を判断するものとし、掲載にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告取扱事業者に修正・削除等を依頼できるものとする。

なお、広告取扱事業者は、正当な理由がない限り、修正・削除等に応じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県が検討し、判断する項目の主なものについては、次のとおりである。

① 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び資機材の販売や資金集め等を目的としているもの又はその疑いのあるものは認めない。

② 学校教育法に定める学校等

- ア 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年等も含め表示し、誤認されるおそれのある表示はしないこと。
- イ 安易さや授業料等の安価さを強調する表現は使用しないこと。
- ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは認めない
- エ 学校教育法第1条に定める学校でない場合は、誤認されるおそれのある表示はしないこと。

③ 病院等厚生労働省許認可及び指定施設等

医療法等関係法令の規定により広告できる事項のほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

④ 薬局等の事業者及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等

掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

⑤ 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く又はそのおそれのある表現はしないこと。

⑥ 有料老人ホーム等

監督官庁の定めるもののほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

⑦ 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号のほか、認可免許証番号等を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記すること。
- ウ その他監督官庁の定めるものを遵守したものであること。

⑧ 金融業

ア 投資信託、株式投資、保険会社の広告は、法令及び自主規制等によって制約された内容を遵守すること。

イ 投資信託の広告

配当が確実、絶対安全であるなど、元本が保証されているかのように誤認させる表現はしないこと。また、過去の実績を示して将来の配当を暗示する場合は、「予測に基づくもの」であることを明記しなければならない。

ウ 外国の債券、信託等の広告は、法令等に抵触せず、実態の明確なものでなければならない。

エ 保険募集に際して禁止される広告

将来における利益の配当、又は剰余金の分配についての予想に関する事項は記載することができない。

⑨ 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容等を明記すること。

イ 誇大広告、不当表示に注意すること。

⑩ 募金等

ア 厚生労働大臣又は三重県知事の許可を得たものであること。

イ 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、厚生労働大臣（三重県知事）の許可を受けた募金活動です。」

⑪ 割賦販売に関すること

ア 原則として前払式特定取引以外は商品の先渡し方式しか掲載しない。

イ 利率の表示等、表示が必要な事項については、別に定めるところによる。

⑫ その他、表示について注意すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。また、原則としてメーカー名、ブランド名、型、販売期間等を表示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されているものであり、その根拠となる資料等を明示すること。また、自己の優位性を誇示し、他者の商品等を中傷、誹謗等する表現でないこと。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合は、その旨明示すること。

エ 他者の肖像権・著作権等

無断使用でないことを、あらかじめ確認すること。

オ アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示し、かつ飲酒を誘発するような表現でないこと。

カ 事実でないのに県が広告主を支持、又はその商品やサービス等を推奨、あるいは保証していると誤認、又は誤認されるおそれのないこと。

⑬ 以上のほか、県が不相当と認めたもの。

附 則

この基準は、平成29年11月22日から適用する。